

産業廃棄物処理計画書	
令和6年 4月25日	
(宛先) 高崎市長	
提出者 住 所 群馬県高崎市高松町35番地1 氏 名 高崎市 高崎市上下水道事業管理者 内 田 昌 孝 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 027-321-1111	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	阿久津水処理センター
事業場の所在地	群馬県高崎市阿久津町730番地
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	3600 主として管理事務を行う本社等
② 事業の規模	令和5年度実績 11,400.58t
③従業員数	
④産業廃棄物の一連の処理の工程	汚泥 脱水乾燥 脱水乾燥 焼成 (委託) 肥料化 再資源化 (委託)



(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

総括責任者
下水道局長

- ・産業廃棄物の処理に関する各種事項の決定・承認
- ・産業廃棄物処理方針の決定

廃棄物管理担当者
施設課長

- ・委託契約の締結
- ・委託業者の選定

廃棄物担当者
施設管理担当

- ・廃棄物処理計画の作成及び管理
- ・委託業者の窓口

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	金属屑等
	排出量	11,400.41 t	0.17 t
	(これまでに実施した取組) ・汚泥中の含水率を減らすために、機器運転の工夫を実施		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	排出量	12,000 t	t
	(今後実施する予定の取組) ・上記事項の継続		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・特に実施していない。
② 計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・今後も実施する予定はない。

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組） ・特に実施していない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組） ・今後も実施の予定はない。		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組） ・特に実施していない。		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組） ・今後も実施の予定はない。		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組） ・特に実施していない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組） ・実施の予定はない。		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	金属屑等
	全処理委託量	11,400.41 t	0.17 t
	優良認定処理業者への処理委託量	3,395.96 t	0.17 t
	再生利用業者への処理委託量	8,004.45 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	（これまでに実施した取組） ・産業廃棄物の収集運搬及び処分の許可証を取得している業者を選定し、書面による契約を締結している。		

(第5面)

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	全処理委託量	12,000 t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	4,000 t	t
	再生利用業者への 処理委託量	8,000 t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
	・産業廃棄物の収集運搬及び処分の許可証を取得している業者を選定し、書面による契約を締結する。		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が 1,000 トン以上の事業場ごとに 1 枚作成すること。
- 2 当該年度の 6 月 30 日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 6 条の 11 第 2 号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条の 3 の 3 第 1 項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が 3 以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。